

令和5年度島根県公立高等学校入学者選抜の基本方針について

島根県教育委員会
松江市教育委員会

1 選抜全般について

(1) 一般選抜、推薦選抜、スポーツ特別選抜、中高一貫教育校(連携型)特別選抜を実施する。

ア 一般選抜においては、出願後1回に限り志願変更を認める。

イ 一般選抜における合格発表の時点で、欠員が生じたすべての学校・学科において、第2次募集を実施する。

ウ 推薦選抜の募集人員は、体育科を除き当該学科の入学定員の40%程度までで各学校が定めることとする。

エ 推薦選抜、スポーツ特別選抜、中高一貫教育校(連携型)特別選抜においては、各高等学校が「求める生徒像」(※1)をもとに出願資格や出願書類を定め、各校において適正な選抜を実施する。

(※1) 「求める生徒像」とは、令和3年3月の学校教育法施行規則の一部改正により、高等学校の特色化・魅力化に関して各校が策定することとされた方針(いわゆるスクール・ポリシー)のうち、「入学者の受入れに関する方針」を指す。

(2) 県外からの合格者上限4名を超える高等学校の生徒の募集については、別に定める。

(3) 松江市内、出雲市内にある県立高等学校全日課程4校(松江北高校、松江南高校、松江東高校、出雲高校)の普通科については、地域外の合格者の割合を入学定員の10%(出雲高校は5%)以内に制限する。

(4) 通信制課程においては、前期(4月)入学及び後期(10月)入学のための選抜を実施する。

2 一般選抜学力検査について

(1) 問題作成

ア 学力検査問題は、島根県教育委員会及び松江市教育委員会において作成する。

イ 学力検査問題の作成にあたっては、委員等の人選及び作業の過程について細心の注意を払うこととする。

(2) 出題方針

高等学校教育を受けるに足る資質と能力が正しく判定でき、かつ、中学校教育をゆがめることなく、その充実に資することができるよう十分留意して、次の方針により出題する。

- ア 中学校学習指導要領に示されている各教科の目標・内容に即して、問題の内容と程度を定める。
- イ 単に知識や技能を問うのみでなく、知っていること・できることをどう使うかという観点で思考力、判断力、表現力等を問うことのできる問題を作成する。

(3) 学力検査の実施

- ア 実施教科
中学校の国語、社会、数学、理科、英語の5教科で実施する。
- イ 実施期日
令和5年3月7日(火)
公立高等学校全日制課程、定時制課程について、一斉に実施する。
- ウ 学力検査場
公立高等学校を学力検査場にあてるとともに、その管理は、各高等学校に設ける学力検査実施委員会が担当する。
受検者は志願先高等学校で受検する。ただし、特別な事情により最寄りの学力検査場で受検を希望する者については、最小限の特別措置を図ることとし、これについては別途指示する。
- エ 実施時間・配点
実施時間は各教科50分とし、配点は1教科50点満点、合計250点とする。

(4) 採点

採点場は、別に定める公立高等学校とし、採点者には採点場ごとに設ける学力検査実施委員会の委員をあてる。

(5) 追検査

実施期日は令和5年3月13日(月)の1日とし、面接及び実技を実施する場合もこの日のうちに行う。なお、実施教科及び実施時間は本検査と同じとする。ただし、対象者は学力検査当日の特別措置によっても対応できず、やむを得ず欠席した者とする。

3 その他

この基本方針に定めるもののほか、必要な事項は、令和5年度島根県公立高等学校入学者選抜実施要綱で定める。なお、今後の新型コロナウイルス感染症の状況等によっては方針等を変更する場合がある。